

副業・兼業人材活用事業費補助金 Q & A

【副業・兼業人材の要件】

Q 1 事業主が求めるスキルとして必要な資格を有していれば、5 年程度の職業経験は有していなくてもよいのか。

A 1 必要な資格を有していても、**5 年程度の職業経験を有することが必要**です。

【副業・兼業人材の要件】

Q 2 事業主を一にする A 社及び B 社がある。B 社の他県事業所で勤務している者を、A 社の県内事業所の事業を兼務させる場合、本補助金の対象となるか。

A 2 県内外を問わず兼務を認めていないことから、**対象となりません**。

【副業・兼業人材の要件】

Q 3 県内の A 社で勤務している者が、県内の B 社（A 社とは事業主が異なる全くの別会社）で副業・兼業する場合、本補助金の対象となるか。

A 3 副業・兼業人材は県外に居住している必要があるため、**対象となりません**。

【事業主の要件】

Q 4 N P O、社団法人、財団法人は本補助金の対象となるか。

A 4 **対象となりません**。

【事業主の要件】

Q 5 中小企業基本法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する中小企業者と同規模の医療法人又は社会福祉法人とは、どのような者か。

A 5 次の①または②の基準により判断します。

①出資金がある場合は、出資の総額が 5,000 万円以下又は常時使用する従業員の数が 100 人以下である者は補助対象となります。

②出資金がない場合は、常時使用する従業員の数が 100 人以下である者は補助対象となります。

【補助条件（事業の着手時期）】

Q 6 補助金交付申請前に業務委託契約等を締結していた場合、本補助金の対象となるか。

A 6 補助金交付要綱に定める**各要件、条件等を満たしていれば対象**となります。ただし、令和 6 年度以前に、業務委託契約締結、民間人材ビジネス事業者に紹介手数料を支払った場合については対象となりません。

【補助条件】

Q 7 補助金交付申請時点で県税を滞納しているが、補助金の交付時までには納税する旨誓約することで交付決定を受けられるか。

A 7 **交付決定することはできません**。

【補助条件】

Q 8 初めて岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて副業・兼業人材と契約を締結し、かつ契約期間が6ヶ月だった場合、最初の5ヶ月に要する経費の10分の8の補助を受けることができるか。

A 8 できません。対象経費の10分の8の補助を受ける者は次の①②の両方を満たす必要があります。

- ①初めて岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて副業・兼業人材と契約を締結すること
- ②①の契約期間が5ヶ月以内であること

【補助条件】

Q 9 過去に岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じずに副業・兼業人材と契約をし、かつ契約期間が5ヶ月以内の契約をした実績があり、今回初めて岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、副業・兼業人材と契約をし、かつ契約期間が5ヶ月以内の契約をした場合、対象経費の10分の8の補助を受けることができるか。

A 9 対象経費の10分の8の補助を受けることができます。

【補助条件】

Q 10 過去に岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて副業・兼業人材以外の人材と契約をした実績があり、今回岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、初めて副業・兼業人材と契約をし、かつ契約期間が5ヶ月以内の契約をした場合、対象経費の10分の8の補助を受けることができるか。

A 10 対象経費の10分の8の補助を受けることができます。

【補助金請求】

Q 11 補助金請求はいつ行うのか。

A 11 事業を完了した日から30日を経過した日又は令和8年3月15日のいずれか早い日までです。

事業を完了した日とは、紹介手数料のみを申請した場合は、事業主から民間人材ビジネス事業者を紹介手数料を支払った日のことを指し、交通費、宿泊費の申請をした場合は、副業・兼業人材との業務委託契約等締結期間が終了した日のことを指します。

【補助金請求】

Q 12 補助金請求時に提出する書類の中で、「その他補助金の交付額確定に必要な書類」とあるが、どういったものを提出するのか。

A 12 県が交付額を確定する際、補助金交付要綱別表2で定める書類のみでは不十分な場合、追加資料を提出していただきます。別途、県から事業主へ提出を依頼します。

【補助金請求】

Q 13 支出を確認できる書類を紛失又は未作成の場合支給対象となるのか。

A 13 支出が確認できませんので、理由の如何を問わず当該部分については支給できません。

【前金払請求】

Q14 補助対象経費が紹介手数料のみの場合、前金払を認めない理由は何か。

A14 A10 に記載のとおり、紹介手数料のみを申請した場合、事業を完了した日は、「事業主から民間人材ビジネス事業者に紹介手数料を支払った日」となります。この日をもって補助金請求書（様式第 5 号）及び事業実施報告書（様式第 6 号）の提出期が到来することから、前金払の趣旨にそぐわないため、認めていません。

【前金払請求】

Q15 交通費及び宿泊費の前金払を認めない理由は何か。

A15 交通費及び宿泊費は、県の一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和 28 年 3 月 30 日条例第 14 号）に基づき算出した額又は実費のいずれか低い額を補助対象とし、事業を完了した日の実績により判断するため、認めていません。

【その他】

Q16 本補助金は令和 8 年度以降も実施するのか。

A16 未定です。現段階では、令和 7 年度限りとなっています。